

# 生存権・労働権の理念とその実現

社会・労働システム研究会

序——本稿の課題と構成

- 〔その1〕 労働戦線統一の意義と課題（中嶋滋）
- 〔その2〕 高齢化社会における労働関係（大橋將）
- 〔その3〕 「労働への自由」をめぐって（須藤忠臣）
- 〔その4〕 働く女性に影響を与えるのは管理者である（平井ゆき子）
- 〔その5〕 土地収用事業における公共性の認定（平松弘光）
- 〔その6〕 税制改革の理念と方向（筒井信隆）

序——本稿の課題と構成

佐藤昭夫教授は、団結権と生存権の関連につき、次のように述べられる。

生存権・労働権の理念とその実現

「『労働基本権保障の狙いは、憲法二五条に定める生存権の保障を基本理念』（東京中郵事件）とする、といった表現は一般にも用いられるが、これは正確ではない。二五条は『健康で文化的な』という条件をつけているが、『最低限度の生活を営む権利』を確認しているにすぎない。しかし人間は、決して最低限度ではなく、社会の生産力と文化の水準が可能としている、精神的にも物質的にももっとも高く自由で豊かな、そして何よりも平和な生活を実現する権利を有するだろう。これは人権尊重、国民主権を基本理念とする憲法の当然の前提であり、それだから憲法前文は、『自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意』し、『全世界の国民が等しく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認』したのであり、また一三条は、そのような生存の実現を目指す『幸福追求の権利』の最大の尊重を要求するものだと考える。これは『本来的生存権』といってよいが、資本主義国家において、国民がそのような生存を追求する権利、その目的の正当性は認めるが、個々の生活面で十分なその具体的実現まで積極的に保障することは、困難である。国家として積極的な施策により保障するのは、国民の『健康で文化的な最低限度』に限られる。もとより国家はその『最低限度』の水準を社会の生産力と文化の進展にに応じてたえずひきあげていくべき義務を負うが（二五条二項、二七条、二五条はこのような限界を有しており、それは『限定的生存権』とでも言われるべきものであろう。つまり、憲法の基礎には、より高い『本来的生存権』の承認があり、その実現のために、最小限の国家が直接保障するものとして二五条や二七条がおかれるとともに、自助的な向上、幸福追求の権利として、二八条の権利が保障されている。同時に、二八条の團結による自助的な運動の支え——顕在的あるいは潜在的な——がなければ、二五条や二七条の保障する限定された生

存権の全体的な実現とその向上も、不可能だという構造にある」<sup>(1)</sup>。

この本来的生存権と限定的生存権に関する理は、労働権についても妥当するであろう。すなわち、労働者は人間的誇りと喜びをもって労働し、それが労働者の生活を支えるだけでなく、その人間的成長と社会の幸福をもたらすような労働をなしうる権利をもたねばならない。それは、いわば本来的生存権の一つの内容としての本来的労働権である。その実現には国民の不断の努力を必要とするし、憲法二七条に定めるのは、その限定された一部にすぎないということである。

本研究会の会員の多くは、一九六六年の早大第一次学費闘争を主体的に闘った世代である。その思想的・政治的立場は、時には激しく対立していたこともあり、現在も決して一様ではない。そしてその携わる職業も、労働運動、出版編集、弁護士、公務員などそれぞれ異なりながら、人間として共通の関心を持ち、二〇年にわたって研究会を継続してきた。とりあげたテーマは、その時々々の関心の推移にしがってさまざまであったが、振り返ってみると、佐藤教授のいわれる本来的生存権・労働権の具体的内容はどのようなものであり、それはいかにして実現されるかということを、さまざまな角度から検討してきたともいえよう。

今回発表する研究会の成果は、このような角度から、本来的生存権・本来的労働権の実現をめざして、各人の主要問題関心に従ってまとめられたものである。またその責任も、各執筆者個人にある。

「その1 労働戦線統一の意義と課題」(中嶋 滋)は、日本の労働運動の長期低落傾向のなかで、真に労働者の運動としての再生をめざすためには、労働戦線の統一が不可欠であり、それは、既存のナショナルセンターの路線の

問題ではなく、急激に進展する社会・経済の構造的変化への対応と矛盾の克服、政治反動に対応する運動の強化、低組織率の克服、運動基盤の形成・強化のためには、労働運動の全的統一が緊急の課題であることを、運動史と実務体験から力説する。

「その2 高齢化社会における労働関係」（大橋 将）は、出版社における経験を踏まえつつ、高齢化社会に伴う企業の年齢構成の変化のなかで、中小企業においては従来の企業組織論・労務管理論では対応し得ない現実を明らかにし、労働者の主体的意思を最大限尊重した企業組織こそ、高齢化社会における企業の生きのびる道であり、そのための対応策として、日常的労働の在り方と役割分担をみなおし、循環構造型人事組織が有用性を持つことを提唱する。

「その3 『労働への自由』をめぐる」（須藤忠臣）は、倒産企業に身を置き、労働組合を通じて企業再建闘争に取り組んだ経験から、さまざまな矛盾のなかで、労働者・労働組合が仕事の内容に積極的に関与しなければ、再建はおぼつかず、また再建にこぎつけても、その経験を身につけた労働者が職場での主人公たる地位を確保するためには、「仕事と経営を取り込む労働者」への変身が必要であることが説かれる。

「その4 働く女性に影響力を与えるのは管理者である」（平井ゆき子）は、男女雇用機会均等法施行後も、働く女性の地位が大幅に向上したとはいえず、その原因は企業の職場運営にあることを指摘し、職場運営の要となる管理職が、女性社員の活用方法について意識を変え、女性の能力を十分伸ばす方策をとることによって、女性の地位向上と戦力化に有益であることを、マネジメント・コンサルタントとしての経験から述べる。

「その5 土地取用事業における公共性の認定」(平松弘光)は、労働者が地域社会で健全・快適な生活を営むためには、個人の住環境はもちろん、公共設備・防災施設等が充実していなければならないが、土地取用の元となる公共事業の公共性は、必ずしも自明のことといえないとし、労働者が具体的な生活者として土地取用に直面したとき、自己の納得する公共性の具体化を担保するための法的手続を解明しようとする。

「その6 税制改革の理念と方向」(筒井信隆)は、政府自民党の強行採決によって、四月から実施される大型間接税(消費税)について、従来の野党には不平等税制を抜本的に変革する対案の提起が欠けていたことから、野党の立場から、消費税が平等原則に著しく反することを指摘し、真に平等な間接税改革の理念を探り、税制抜本改革基本法——筒井試案を作り上げ、税制改革の基本理念を提起することによって、労働者の生活に即した税制改革を提案する。

卒業以来二〇年にわたって続いてきたこの研究会に、佐藤教授は欠かさずご出席のうえ、ともすれば無責任な放談に陥りがちなわれわれの議論に根気よく付き合った上で、会員の問題関心に即した有益なご指導をしてくださった。教授の還暦を記念し、会員の研究の成果として感謝をこめてこの論文を捧げたい。

(1) 佐藤昭夫「人権としての争議権」小林孝輔教授還暦記念論集・現代法の諸領域と憲法理念(一九八三年、学陽書房)四六九頁。